

愛媛県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業費Q&A

No.	項目	問い合わせ内容	回答
1	申請手続き等	書類の提出先は県となっているが、どこに提出すればよいのか。	<p>今回の報償金の実績報告受付・審査、支給については外部へ業務委託しています。委託業者が指定する次の住所へ送付してください。</p> <p>[郵送] 〒790-0003 愛媛県松山市三番町四丁目9番地5 松山センタービル 伊予鉄総合企画株式会社 愛媛県新型コロナウイルスワクチン個別接種促進事業報償金支給事務局</p> <p>[持参] 〒790-0003 愛媛県松山市三番町四丁目9番地5 松山センタービル1階 伊予鉄総合企画株式会社 受付</p>

No.	項目	問い合わせ内容	回答
2	申請手続き等	支給対象期間が3月末まで延長されたが、提出はどのようにすればよいのか。また、報償金の支給はいつか。	<p>下記の期間ごとに書類を受け付けることとしています。</p> <p>令和3年度接種実績分 [第1期間: R3.5/9～7/31の支給対象期間に実施した個別接種] → 受付期間: 9月1日～9月30日 [第2期間: R3.8/1～10/2の支給対象期間に実施した個別接種] → 受付期間: 10月18日～11月30日 [第3期間: R3.10/3～12/4の支給対象期間に実施した個別接種] → 受付期間: 12月6日～1月31日 [第4期間: R3.12/5～R4.2/5の支給対象期間に実施した個別接種] → 受付期間: 2月7日～3月31日 [第5期間: R4.2/6～3/31の支給対象期間に実施した個別接種] → 受付期間: 4月1日～5月31日</p> <p>なお、令和3年度分の接種実績については、会計年度独立の原則により、令和3年度予算で措置する必要があることから、令和3年度第5期間分の受付期間(4/1～5/31)終了後に申請をされても、報償金のお支払いをすることはできません。必ず提出期間内に、第5期間分を申請するようお願いいたします。</p> <p>令和4年度接種実績分 [第1期間: R4.4/1～6/4の支給対象期間に実施した個別接種] → 受付期間: 6月6日～8月31日 [第2期間: R4.6/5～8/6の支給対象期間に実施した個別接種] → 受付期間: 8月8日～9月30日</p> <p>報償金の支給は、概ね申請書を受理した月の翌々月上旬頃を予定しています。</p>
3	申請手続き等	提出書類は、国が示した「実績報告書(様式2)」「請求書(様式3)」のみか。	医療機関の情報が分かるものとして「申請連絡票」を、報償金の振込先情報が分かるものとして、「通帳の写し」の提出をお願いします。
4	共通事項	<p>以下①～⑤について、重複して請求することは可能か。</p> <p>①診療所で接種回数に応じた支給(週100回以上) ②診療所で接種回数に応じた支給(週150回以上) ③診療所で50回以上/日接種した場合の支給 ④病院で50回以上/日接種した場合の支給 ⑤病院で特別な接種体制を確保した場合の支給</p>	<p>【診療所の場合】 ①及び②は、対象となる週が同一の場合には、重複して請求できません。 ③は、①又は②の要件を満たす週に属する日の場合には申請できません。</p> <p>【病院の場合】 ⑤は④の加算という位置付けですので、重複して請求できます。 (⑤は1日50回以上の接種を行った日に限ります)</p>

No.	項目	問い合わせ内容	回答
5	共通事項	提出書類について、押印が必要な書類はあるのか。	「申請連絡票」「実績報告書(1/3・2/3)」及び「請求書」については押印は必要ありませんが、実績報告書(3/3)には押印が必要となります。 ①法人である場合 法人の代表者印 ②法人でない場合 医療機関の長の印 ③個人である場合 開設者である個人の印
6	共通事項	法人が複数の診療所・病院を有する場合、申請は法人で1申請となるのか、各診療所・病院で申請可能なのか。	法人単位での申請はできません。各診療所・病院での申請となります。
7	共通事項	個別接種促進支援報償金と時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せの重複は可能か。	時間外・休日加算と今回の報償金は異なる制度ですので、それぞれの要件を満たせば、それぞれ対象になります。 なお、時間外・休日に接種を実施した場合の加算については、医療機関の所在市町村に請求することになりますので、ご注意ください。
8	共通事項	週100回以上又は週150回以上の接種を行った際の報償金(2,000円又は3,000円)は、消費税を含む金額か。	接種費用ではなく財政支援のため、消費税の対象とはなりません。
9	共通事項	1日当たりの接種回数を計上する際、何時から何時までを1日として扱えばよいか。	1日の基本の考え方は0時～24時までです。なお、受付から接種の間に0時をまたいだ場合、受付を行った時間での接種として計上してください。
10	共通事項	接種回数には、「予診のみ」を行った場合も含めて計上してよいのか。	予診のみの場合は接種回数には含まれません。実際に接種を行った回数を計上してください。
11	共通事項	接種回数を計上する際、何曜日を起算として1週間の回数とすればよいのか。	日曜日から土曜日までを1週間として接種回数を計上してください。
12	共通事項	支給対象期間の予約枠が規定の回数を超えていれば対象となるか。	接種実績に対して支給するものであり、予約枠に対して支給するものではありません。
13	共通事項	「診療所」と「病院」の定義は、医療法第1条の5の規定によるものと同じということでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	共通事項	診療所や病院の責によらない理由により、規定の回数に届かなかった場合(例えば、ワクチン配送の遅れ、当日キャンセルなど)は、対象とならないのか。	本事業は、接種実績により判断しますので、規定の回数に届かなかった場合は、対象となりません。
15	共通事項	高齢者施設に赴き接種するような場合(巡回接種)等は対象となるか。また、嘱託医による巡回接種も対象となるか。	個別接種であれば巡回接種も対象となります。当該嘱託医が所属する医療機関として接種を行ったのであれば、対象となります。
16	共通事項	週・日あたりの接種回数の算定にあたり、接種回数に含めることができる被接種者は。	被接種者の別(高齢者、医療従事者、一般)を問いません。個別接種で行ったすべての接種が対象になります。
17	共通事項	集団接種・大規模接種は対象とならないのか。	個別接種のみが対象となり、集団接種や大規模接種は対象となりません。
18	共通事項	職域接種での接種回数は接種回数に含めてよいのか。	企業内診療所が実施した場合や、外部の医療機関が企業に出張して実施した場合は、「個別接種促進のための支援」の対象となりません。 一方、社員が外部の医療機関に出向いて職域接種を実施した場合は、当該外部の医療機関において「個別接種促進のための支援」の対象となります。

No.	項目	問い合わせ内容	回答
19	診療所	支給対象期間に週100回以上、週150回以上の接種を4週間以上行うことが条件となっているが、補助の対象となるのは101回目の接種からではなく1回目の接種からか。	要件を満たした週の1回目の接種から補助の対象になります。(該当の週に100回接種していれば、100回×2,000円となります。)
20	診療所	「支給対象期間に週100回以上、週150回以上の接種を4週間以上達成した場合」、達成できなかった週の接種についても加算の対象となるのか。	達成できなかった週の接種は対象になりません。
21	診療所	「支給対象期間に週100回以上、週150回以上の接種を4週間以上」とあるが、4週間は連続している必要があるか。	週間は連続している必要はありません。支給対象期間の任意の4週間で計上してください。
22	診療所	週100回から149回の接種を行った週が3週、週150回以上の接種を行った週が5週ある場合、週100回から149回の接種を行った3週は接種1回あたり2,000円、週150回以上の接種を行った5週は接種1回あたり3,000円の金額を申請できるのか。	週150回以上の5週は接種1回あたり3,000円を申請できますが、週100回から149回の週は3週しかなく4週を達成していないため、支給対象とはなりません。 この場合、週150回以上の週のうち1週を週100回から149回の週とみなして、週150回以上を4週、週100回から149回を4週達成したと考えて、週150回以上を達成した週は接種1回あたり3,000円、週100～149回を達成した週は接種1回あたり2,000円を請求することは可能です。
23	病院(特別な接種体制)	「病院において特別な接種体制を確保した場合」に1人1時間あたりで支給されるが、診療所は対象となるか。診療所が対象とならない場合、なぜ病院のみが対象となるのか。	病院において特別な接種体制を組んでまとまった規模の個別接種を一定期間行った場合に、集団接種に対する医療従事者の派遣事業と同様の支援を行う観点で設けられたものです。
24	病院(特別な接種体制)	病院において特別な接種体制を組んで1日50回以上の接種を達成した日の属する週が4週以上ある場合、1日50回以上の接種を達成できなかった日の従事時間も加算の対象に含めてよいか。	含めることはできません。50回以上の接種を達成した日の従事時間のみが対象となります。
25	病院(特別な接種体制)	「病院において特別な接種体制を確保した場合」とは、どのようなことを指すのか。	例えば、次のような体制を確保した場合、本事業の対象となります。 ①担当部署に他部署から応援を呼んだ場合 ②新たに人員を雇用した場合(専らワクチン接種業務に従事する職員として) ③コロナワクチン外来等専門部門を新たに開設した場合 ④診療時間を通常時より延長した場合(職員の増員は考慮しない) コロナワクチン接種のために、平時と異なって専従の体制をとっている場合が対象となります。 なお、個別接種業務により生じた通常業務の穴埋めについては、対象なりません。
26	病院(特別な接種体制)	「病院において特別な接種体制を確保した場合」の『医師・看護師等』の“等”には、受付等の会場運営に係る事務職員も含まれるのか。	新型コロナウイルスワクチンの接種業務に従事する方であれば、看護師、薬剤師の他に、受付や事務職員も対象となります(職種は限定していません)。
27	病院(特別な接種体制)	「病院において特別な接種体制を確保した場合」の『医師・看護師等』の従事時間について、接種体制を組むための準備時間や後片付けの時間も対象となるのか。	ワクチン接種に従事、専念している時間内で、準備や後片付けを行っている実働時間は対象となります(休憩時間は含みません)。
28	病院(特別な接種体制)	「病院において特別な接種体制を確保した場合」について、1日50回以上接種を行った日の勤務時間数に1時間未満の端数が生じた場合はどのように算定したらよいか。	1日50回以上接種を行った日の勤務時間数を1週間で合計した後、1週間毎に端数(分)の切り捨てを行うこととなります(週の延べ時間が5.5時間であった場合、5時間として切り捨てます)。